

独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の 審査の基本的考え方

平成15年11月14日
科学技術・学術審議会決定
平成16年11月17日一部改正
平成17年11月24日一部改正
平成18年1月31日一部改正
平成18年11月21日一部改正
平成19年1月30日一部改正
平成19年11月20日一部改正
平成20年11月12日一部改正
平成21年11月26日一部改正
平成22年4月19日一部改正
平成23年9月8日一部改正
平成24年10月23日一部改正

独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業において、科学研究費補助金（以下「補助金」という。）及び学術研究助成基金助成金（以下「助成金」という。）を交付するにあたって、独立行政法人日本学術振興会の「中期目標」（平成20年2月28日）に基づき定められた「中期計画」（平成20年3月28日認可）により、科学技術・学術審議会が示すこととされている、独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方（以下、「基本的考え方」という。）は、以下のとおりとする。

- I この基本的考え方において、「研究課題」とは、科学研究費、特別研究員奨励費の対象となる個々の研究をいう。また、「成果公開」とは、研究成果公開促進費の対象となる個々の事業をいう。
- II 補助金及び助成金の配分は、別に文部科学省から示される金額の範囲内において行う。間接経費を措置する研究種目及び間接経費の額は、別に文部科学省から示されるとおりとする。
- III 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成21年2月内閣総理大臣決定）の趣旨及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成21年2月文部科学大臣決定）に則り、厳正な審査を行う。また、研究活動の不正行為や不正使用に対し適切に対処するとともに、研究機関における補助金及び助成金の適正な使用に向けた取組も考慮しつつ、補助金及び助成金の効果的・効率的配分を図る。
- IV 配分審査に際しては、補助金及び助成金の早期交付に十分配慮する。
- V 各研究種目共通の配分審査の考え方
 - 1 応募のあった研究課題及び成果公開の中から、各研究種目の目的、性格に即し、我が国の学術研究の動向に即して特に重要なものを選定する。
 - 2 研究課題の選定に当たっては、研究目的の明確さ、研究の独創性、当該学問分野及び関連学問分野への貢献度等を考慮するとともに、当該研究者の従来研究成果をも厳正に評価し（「挑戦的萌芽研究」を除く。）、研究成果が期待できるものを選定するようにする。なお、その際、新しい学問分野の開拓及び進展のほか、別紙1「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省

連絡会申し合わせ)を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。

- 3 研究代表者が研究分担者ととも研究組織を構成する研究課題にあつては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- 4 「特別推進研究」、「基盤研究」又は「若手研究」の研究課題のうち研究期間が4年以上のものであつて、研究期間の最終年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価し、他の新規に応募された研究課題と同等に扱い、厳正に審査を行う。
- 5 継続研究課題を完了し、研究期間を短縮した上で応募する新たな研究課題については、当初の到達目標を達成したかを別途評価し、新規応募が適切な場合に限り、新たな研究課題を審査すること。
- 6 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。

VI 研究種目別の配分審査の考え方

1 科学研究費（「特別推進研究」）

- (1) 補助金の配分については、合議による審査を行う。審査に際しては、ヒアリング課題を選定し、ヒアリングを行う。
- (2) 国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進するために、研究費を重点的に交付することにより、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で行う研究課題を選定する。
- (3) 研究課題の選定に当たっては、当該研究分野の将来の発展に資する研究課題を重視する。
- (4) 現在、特別推進研究の研究課題に採択されている研究代表者からの応募研究課題を選定しようとする場合は、特に慎重に審査を行う。
- (5) 研究費を大幅に減額することが相当であると認める場合には、研究計画の見直しを求めた上で、配分額を決定するものとする。
- (6) 研究期間は、3年から5年以内とする。
- (7) 研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題の取扱い
研究計画の大幅な変更を行おうとする研究課題の継続の可否及び配分額については、合議による審査を行う。審査に際しては、必要に応じてヒアリング課題を選定し、ヒアリングを行う。
- (8) 研究進捗評価結果については、研究進捗評価を受けた研究課題の研究代表者が、最終年度前年度の応募をした研究課題及び研究進捗評価を受けた研究課題の研究期間に引き続いて応募した研究課題の審査に活用する。
- (9) 他の研究課題の受入・応募等の状況・エフォートの取扱い
他の研究課題の受入・応募等の状況並びにエフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する本研究課題の実施に要する時間の割合）については、別紙1「競争的資金の適正な執行に関する指針」に示されている研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかを判断する際の参考とする。

2 科学研究費（「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」及び「研究活動スタート支援」）

〔共通事項〕

（1）二段審査制

「基盤研究」（「基盤研究（S）」及び審査区分「海外学術調査」を除く。）、
「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究」（「若手研究（S）」を除く。）に係る補助金及び助成金の配分については、審査委員が個別に行う第1段審査と合議による第2段審査により行う。

ア 第1段審査は、各研究課題について専門的見地から行う。

イ 第2段審査は、第1段審査の審査結果を基にして広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により行う。

なお、「基盤研究（S）」に係る補助金の配分については、合議による審査を行う。審査に際しては、ヒアリング課題を選定し、ヒアリングを行う。

「基盤研究（A・B）」（審査区分「海外学術調査」）及び「研究活動スタート支援」に係る補助金の配分については、合議による審査を行う。合議による審査に先立ち各研究課題について審査委員が個別に事前審査を行う。

（2）各専門分野への配分方法

「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」及び「研究活動スタート支援」については、人文・社会科学、自然科学の各分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ専門分野別の配分枠を設けるものとする。

「基盤研究（S・A・B）」、「若手研究（A）」及び「研究活動スタート支援」の新規応募研究課題に係る各専門分野毎の配分枠は、別紙2「科学研究費助成事業配分方式（1）」により、算出した額を配分する。

「基盤研究（C）」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究（B）」の新規応募研究課題に係る各専門分野毎の配分枠は、別紙3「科学研究費助成事業配分方式（2）」により、算出した額を配分する。

（3）配分額の調整

上記の配分方法に加え必要に応じ下記の調整を行う。

ア 人文・社会科学の研究の振興のための調整

イ 私立学校の振興に配慮し、私立大学等に所属する研究者に対する研究助成の充実を図るための調整

ウ 技術教育振興等への貢献度について配慮し、高等専門学校等に所属する研究者に対する研究助成の充実を図るための調整

エ その他必要が認められる調整

（4）研究計画の大幅な変更を行おうとする継続の研究課題の取扱い

研究計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募研究課題の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

（5）研究進捗評価結果については、研究進捗評価を受けた研究課題の研究代表者が、最終年度前年度の応募をした研究課題及び研究進捗評価を受けた研究課題の研究期間に引き続いて応募した研究課題の審査に活用する。

（6）他の研究課題の受入・応募等の状況・エフォートの取扱い

他の研究課題の受入・応募等の状況並びにエフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する本研究課題の実施に要する時間の割合）については、別紙1「競争的資金の適正な執行に関する指針」に示されている研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかを判断する際の参考とする。

〔個別事項〕

(1) 「基盤研究 (S)」

ア 一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの研究成果を踏まえて、さらに独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

イ 研究期間は、原則として5年間とする。

(2) 「基盤研究 (A・B・C)」

一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的・先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

この場合、研究計画の性格により、次の2種類の審査区分に留意する。

① 「一般」

ア 特色ある研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

イ 研究期間は、3年から5年以内とする。

② 「海外学術調査」

ア 研究の対象及び方法において、主たる目的が国外の特定地域におけるフィールド調査、観測又は資料収集を行う研究課題を選定する。

イ 研究期間は、3年から5年以内とする。

(3) 「挑戦的萌芽研究」

ア 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的な発想、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究課題を選定する。

イ 研究期間は、3年以内とする。

(4) 「若手研究 (S)」

新規応募研究課題の公募が行われていないため審査は行わない。

(5) 「若手研究 (A・B)」

ア 新規応募研究課題の開始年度の年齢が4月1日現在で39歳以下の研究者が一人で行う研究であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。また、特に「若手研究(A)」については、従来の研究経過や各研究分野の特性に応じた研究者の研究活動等を考慮し、研究代表者がその研究を遂行し、研究成果を挙げることが期待できるものを選定する。

イ 研究期間は、2年から4年以内とする。

(6) 「研究活動スタート支援」

ア 前年秋の募集時期に応募できなかった研究者が一人で行う研究計画であって、その研究活動のスタートを支援することにより、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。

イ 研究期間は、2年以内とする。

3 科学研究費 (「奨励研究」)

(1) 補助金の配分については、合議による審査を行う。合議による審査に先立ち各研究課題について審査委員が個別に事前審査を行う。

(2) 各専門分野への配分方法

各専門分野への配分枠については、あらかじめ設けないこととするが、人文・社会科学、自然科学の各分野にわたって調和が図られるよう配慮する。

(3) 小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員、教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者 (大学等の研究機関の常勤の研究者等を除く。)が一人で行う研究で、大学等の研究機関で行われないような教育的

・社会的意義を有する研究課題（商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究を除く。）を選定する。

（4）研究期間は、1年とする。

4 研究成果公開促進費

〔共通事項〕

（1）補助金の配分については、合議による審査を行う。合議による審査に先立ち各成果公開について、審査委員が個別に事前審査を行う。

（2）計画の大幅な変更を行おうとする継続の成果公開の取扱い

計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募成果公開の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

（3）各専門分野への配分方法

各専門分野への配分枠については、あらかじめ設けないこととするが、人文・社会科学から自然科学までの各分野にわたって調和が図られるように配慮する。

〔個別事項〕

（1）「国際情報発信強化」

ア 学術的団体等が行う定期刊行物の発行に際し、研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のための組織的な体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるものの国際情報発信力を強化する取組で、重要な学術研究の成果の発信を目的とした学術的価値が高いものを選定する。

イ 事業期間は、原則として5年間とする。

（2）「学術定期刊行物」

新規応募成果公開の公募が行われていないため審査は行わない。

（3）「学術図書」

ア 個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行しようとする学術図書又は我が国の優れた学術研究の成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行するもので、学術的価値が高いもの（特に独創的または先駆的なもの）、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすものを選定する。

イ 事業期間は、2年以内とする。

（4）「データベース」

ア 我が国の学術研究動向を踏まえ、データベースの必要性は高いが未整備の分野、我が国で発展を遂げた分野、我が国がその研究や情報の世界的なセンターになっている分野等において、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とした、学術的価値が高いものを選定する。

イ 事業期間は、5年以内とする。

5 特別研究員奨励費

（1）我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ若手研究者を育成するため、日本学術振興会の特別研究員が行う、又は外国人特別研究員が受入研究者と共同して行う将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。

（2）研究期間は、3年以内とする。

(別紙1)

競争的資金の適正な執行に関する指針

平成17年9月9日
(平成18年11月14日改正)
(平成19年12月14日改正)
(平成21年3月27日改正)
(平成24年10月17日改正)
競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成18年2月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、まず、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同

一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

① 府省共通研究開発管理システム(以下「共通システム」という。)を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的資金の担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。)間で共有すること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。

② 応募時に、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況(制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項を応募書類に記載させる。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とする

ことがある旨、公募要領上明記する。

③ 共通システムを活用し、課題採択前に、必要な範囲で、採択予定課題に関する情報（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）を競争的資金の担当課間で共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。

④ 応募書類及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。

なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的資金の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。

3. 不正使用及び不正受給への対応（別表1）

関係府省は、競争的資金の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という）に違反した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

(1) 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう）を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1から10年間とする。

(2) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を

制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

- (3) 善管注意義務に違反した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該義務違反の概要（義務違反をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、違反の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この善管注意義務に違反した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1又は2年間とする。

4. 研究上の不正行為への対応（別表2）

関係府省は、競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。
- (2) 不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募についても制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原

則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。

- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

5. その他

- (1) 上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成20年1月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成19年中に公募を行ったものについても、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (2) 上記の「不正使用及び不正受給への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成17年9月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成17年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (3) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成18年11月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成18年度公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (4) 平成24年10月17日の改正に係る取組み（別表1及び別表2）は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、応募制限期間等を決定するものから順次実施することとする。

なお、各府省において改正した内規の施行日以降に、改正前の内規を適用している交付要綱や委託契約により開始した事業の不正使用、不正行為について応募制限期間を決定する場合で、改正後の内規により応募制限期間が短くなる場合には、短いものを適用する。

また、改正後の内規に基づいて判断された応募制限期間が改正前の内規に基づいて判断された応募制限期間より長くする取組み（別表1の1. 個人の利益を得るための私的流用の場合の10年、及び、

2. 私的流用以外で社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合の5年等)については、平成25年度当初予算以降の事業(継続事業も含む)で不正使用があった場合に、実施することとする。

(5) 関係府省は、応募の制限等を決定した後、自府省の共通システムの配分機関管理者に当該不正の概要を報告する。当該配分機関管理者は、共通システムに競争的資金の不正使用・不正受給・善管注意義務違反及び研究上の不正行為に関連して、応募資格を制限した研究者の研究者番号、応募制限期間、当該不正又は義務違反の概要及び処分の判断理由を登録することにより、関係府省間で当該情報を共有化する。

(6) 不正使用が起きた当該府省は、不正使用の程度に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、不正使用の案件が複数の府省にまたがる場合は、その金額の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。

(7) 関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。

なお、競争的資金を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。

(8) 本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

(別表1)

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者(3.)	不正使用の程度		応募制限期間
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者(3.(1))	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者(3.(2))			5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者(3.(3))			不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)

※ 以下の場合、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・ 3.(1)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.(3)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

(別表2)

不正行為に係る応募制限の対象者 (4.)		不正行為の程度	応募制限期間	
不正行為に関与した者(4.(2))	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)(4.(3))		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

(別紙)

競争的資金に関する関係府省連絡会 名簿

内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付参事官
（研究開発資金担当）

総務省情報通信国際戦略局技術政策課長

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室長

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課長

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室長

科学研究費助成事業配分方式(1)

○各専門分野毎の配分枠

$$(B - A) \times \frac{a + b}{2}$$

- (注) 要素： A = 当該研究種目(審査区分)の継続の研究課題の本年度分の内約額
B = 当該研究種目(審査区分)の本年度配分予定額
a = 当該研究種目(審査区分)の本年度新規応募研究経費(継続研究課題の増額申請分を含む)(C)に対する当該専門分野に係る本年度新規応募研究経費(継続研究課題の増額申請分を含む)(D)の構成比〔D/C〕
b = 当該研究種目(審査区分)の本年度新規応募研究課題数(E)に対する当該専門分野に係る本年度新規応募研究課題数(F)の構成比〔F/E〕

科学研究費助成事業配分方式(2)

○各専門分野毎の配分率

$$A \times \frac{a + b}{2}$$

- (注) 要素 : A = 当該研究種目の全研究期間の配分予定額
a = 当該研究種目の全研究期間の新規応募研究経費 (C) に対する当該専門分野に係る全研究期間の新規応募研究経費 (D) の構成比 [D / C]
b = 当該研究種目の新規応募研究課題数 (E) に対する当該専門分野に係る新規応募研究課題数 (F) の構成比 [F / E]